

平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ イ コ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 名 屋 佑 一 郎
(コード番号 : 6 7 8 7 J A S D A Q)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 本 部 長 石 渡 仁
T E L 0 4 6 7 - 7 6 - 6 0 0 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 40 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役につきましても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 25 条(取締役の責任免除)、および第 34 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第 25 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 24 条 (省 略) (取締役の責任免除)	第 1 条～第 24 条 (現行通り) (取締役の責任免除)
第 25 条 (省 略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 25 条 (現行通り) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 26 条～第 33 条 (省 略)</p> <p>(監 査 役 の 責 任 免 除)</p> <p>第 34 条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 26 条～第 33 条 (現 行 通 り)</p> <p>(監 査 役 の 責 任 免 除)</p> <p>第 34 条 (現 行 通 り)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 35 条～第 39 条 (省 略)</p>	<p>第 35 条～第 39 条 (現 行 通 り)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 27 年 6 月 25 日 (木)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上